意見 番号	項目	意見内容	市の考え方
	基本的な考え方につ いて	【費用捻出について】 ・資金について(3年間33億円)。どこから捻出するのか。借り入れが簡単ですが、財政状況を考えると、最小限にすべきでしょう。使いみちが、緊急性をもたないものや、負担金など本当に必要か、お金がない時は、最低限必要なものを残し、あとはあきらめることも必要です。3年後に復活させてもよいのですから。	・除染に係る費用については,市民の皆様のご意見も踏まえ,支出金額の抑制に努めつつも,効果的な除染を実施できるよう留意してまいります。また,特別措置法に基づく国の費用負担も含め,国,東電に対し,除染に係る費用の全額負担を要求してまいります。
	基本的な考え方について 1.除染の最終目標	います。 ・国の対応を待つといった消極的な態度では、柏を離れる者が多くなり、近い将来に税収減による市財政の破たんにつながる可能性が高い。したがって、市独自で他の市政運営よりも速やかな対応を求める。 ・柏市が先陣を切ってスタートさせる計画の結果(除染した)ではなく、経過(誰が、よりよい方法を探しながらどう行った)を残す、お手本をみせるべきだと思います。 ・柏をもう一度安心して子育でできる町にもどしていきたいです。その為にもでいて何より市民一人一人の除染に対する意識改革が重要であると考えております。 とうか市全域の低減に向けた取組を宜しくお願いいたします。とうか市全域の低減に向けた取組を宜しくお願いいたします。とうか市ットスポットとなっているのはすでに周知の事実であることから、速やかな対応が必要。特に、妊婦や乳幼児・学童等の未成年者に対する保護を最優先に掲げデータの公表や、万一の避難経路・避難先の確保を明示すべき。	・市民の皆様の信頼を回復できるよう,また,柏市の対外的な印象(イメージ)を回復できるよう,最大限努力いたします。 ・国の特別措置法の範囲に加えて,市の独自の取り組みも含めて除染を進めてまいります。
	基本的な考え方について、	を行うことには、疑問が残ります。 ・除染をするためにかける費用(東電に請求するにしても)が,それだけの 結果を生むのかも疑問。 ・目標の毎時「マイクロシーベルト まで下げることができない場合は,私有 地などの買い上げを検討するべきではないでしょうか? ・高い放射線環境に生活している場合は,除染よりも転居をサポートする必 要があるのではないでしょうか? ・もし,居住ができないと分かっているならば,除染に費用を費やすのでは	・現在の柏市内の空間放射線量の源は原発事故による放出された放射性セシウムが土壌等に堆積したことによるものです。 ・追加被ばく線量が年間1ミリシーベルトに近づくように除染を行うことは,国際的な基準に則ったものであります。 ・放射線被ばくによる人体への影響については,国,研究機関など,国際的にも研究が行われていますが,低線量(100ミリシーベルト未満)での影響については研究が行われていますが,低線量(100ミリシーベルト未満)での影響については研究が十分でなく,現在の科学的知見からは,まだわかっていないのが現状です。こうしたことから,市内汚染レベルにおける健康への影響については,必ずしも危険性があるとは言い切れません。内閣府の「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググルーブ」の報告書(http://www.cas.go.jp/jp/genpatsujiko/info/twg/111222a.pdf)をご参考ください。 ・最近では「予防原則」という考え方があり,この考え方では、将来の危険性が予見る範囲での対策は講じることが必要であるとのははくを低減させるください。 ・最近では「予防原則」という考え方があり,この考え方では、将来の危険性が予見できない段階であっても,そが必要であるともればよります。ことに対しては、で考え方がに最近しないよう,子どもへの被ばくを低減さとしては、この考え方にも反しないよう。チども、で終染をすることで効果の大小はあるものの確実に放射線被ばくを低減することに繋がります。これは福島県内で先策からもわかっておりま認識しています。といらま、行政による土地の買い上げが必要となるした除染作業の公共によりに表するようにするを決して持たができるようにするを決によった。・市としては、市民の皆様が安心して暮らすことができるようにするため、に費用を使いたいと考えます。たかによりでいるといきます。
	いて	【費用への要望】 ・民家等の除染について,これまでの国の対応をみると,早期の費用助成に係る国の方針策定は期待できないため,市の方針を早急の策定し実施すべき。国の方針を超過した助成を行った場合,市の財政で対応するか,国に対し強い態度では,自己負担しますが,高圧噴射機の購入代金,線量計の購入費用は,全額は無理にしても,何割かの補助を望みます。東電との負担割合はお任せします。 ・放射性対質の飛散しそうな箇所の被覆にしてもその材料費,設置撤去費,処分費等の捻出は可能なのでしょうか?先行して除染した場合でも後日確実に精算可能の確配が無ければボランティアに頼るのは限度があります。・市民による除染活動は無償で行わなければならないのでしょうか。除染にかかる費用はどこに請求すればよいのですか。	・特別措置法に基づく国の費用負担も含め,国,東電に対し,除染に係る費用 の全額負担を要求してまいります。
	基本的な考え方について、 いて 7・除染結果等の公表	【広報に関する要望】 ・総じて,建物除染の方法など,もっと広報でPRしてください。 ・民家等についてまず,広報などで具体的に線量の高い場所(部位),住民にできるその対策などを知らせて欲しい。・学校,幼稚園,公園等の除染を行った場合,実施したこと,実施の内容,実施後の線量について市のホームページで公表して下さい。・対話集会だけでなく,アンケートの実施を。対話集会に出席できる市民には限りがあるように思う。継続的にアンケート用紙を配布し,意見を募ってはどうか。 ・積極的な情報公開。除染に実施にあたっては,対象や詳細なスケジュールを常に市民に公開していくのがよいでしょう。	・ご提案・ご要望を参考にしつつ,広報については引き続き強化に取り組んで まいります。
6	1.除染の最終目標	【空間放射線量率の測定高さの考え方】	地上1mや50cmの位置での空間放射線量率は,大人及び子どもの被ばくを考えた場合に,その位置は重要な臓器の位置にあたることから,大人及び子どもの通常の活動をしている場合の被ばくを代表させていると考えられます。また,地上1mの位置での空間放射線量率は,周囲半径100mくらいの範囲の汚染のレベルを反映したものになっているため,地上1mの位置での空間線量率が高いことは,その辺り一帯が広く汚染していることを表していますので今間線量率が高いことは、その辺り一帯が広く汚染していることを表していますので与は、広い範囲で除染する必要がでてきます。一方,地表面において局所的に線量が高いところがあっても地上1mにおける空間放射線量率への影響は限定的なものであると考えられますので,同所的に高線量になっている箇所を見つけ出すには低い位置で放射線量を測定する必要があり,その場合はその箇所だけ集中的に除染をすればよいことになります。このように様々な位置で測定することによって除染する範囲を明確化できます。 国の基準では,空間放射線量率の測定位置は,地表面から高さ1m~50cmの範囲とされていますが,市では,地上50cm,1mの高さの他に,市の独自の判断として地上5cmの高さでの測定も行います。。また,市の独自の判断で,小学校,保育園等については地上5cmの位置での線量が毎時0.23マイクロシーベルト未満になるように除染を行います。

意見 番号	項目	意見内容	市の考え方
	1.除染の最終目標	た数値であるべきです。 外部被ばくと内部被ばくを明確に区別して市民の被ばく低減につとめて下さい・・「空間線量率=毎時0.23マイクロシーベルト」の測定の高さは「地表ゼロcm」もしくはどんなに高くても「地表から5cm」とすること。	被ばく線量は年間1ミリシーベルトを下回るとの考えから、空間線量率毎時 0.23マイクロシーベルトが国の助成基準になっておりますが、小学校、保育 囲等の子ども生活環境の施設については、毎時0.23マイクロシーベルト未満の場合にも市の独自措置として除染を行い、できるだけ原発事故前の環境に近づけるよう取り組みます。 ・最終目標としては、内部被ばくと外部被ばくを合わせて年間1ミリシーベルトを超えないようにすることを目指すこととします。ただし、当面は国の方針に従い外部被ばく分として空間放射線量率が時間あたり0.23マイクロシーベルトを下回ることを目標として除染に取り組むとともに、内部被ばくもできるだけ低減するように食品の放射能濃度の検査体制を強化することとします。内部被ばくと外部被ばくを合わせて年間1ミリシーベルトを超えないという目標の達成のため、継続的な取り組みが重要と考えています。
8	1.除染の最終目標		・屋内の遮へい係数0.4は建屋の構造や壁等の材質によって違いがあり、ご意見が分かれるところはありますが、当面の目標を考えるうえでの代表的なものとして遮へい係数0.4と考えることは妥当であると考えております。 ・住民の行動を、8時間屋外、16時間屋内と仮定することや、空間放射線量毎時0.19マイクロシーベルトに自然の放射線量毎時0.04マイクロシーベルトを足し合わせることは、当面の目標を考えるうえでの代表的なものとして、現実的な仮定であり、妥当であると考えております。 ・追加被ばく線量とは自然放射線によるものを除いたものと定義されますが、通常の放射線測定器の指示値については、事故由来の追加放射線量だけではなく、「自然放射線による毎時0.04マイクロシーベルト」分も含まれます。したがって、追加被ばく線量年間1ミリシーベルトとは、日本の自然放射線による線量の平均が年間約1.6ミリシーベルトと自たなります。自然放射線による線量の平均が年間約1.6ミリシーベルトとは、日本の自然放射線による線量の平均が年間約1.6ミリシーベルトと高いれていますので、これと足し合わせて年間2.6ミリシーベルトの被ばくということになります。自然放射線による線量は、その地域ごとに違っておりますが、国際的な基準では、自然放射線による線量とその地域ごとの相違を考えてみても、年間2.6ミリシーベルトの被ばくは社会的には許容できるレベルであろうと考えられたものです。東根域を開発しまが表現まれているものです。
9	2.除染の推進主体	【市の役割について】 ・除染の主体はあくまでも「公」であるべきです.市として責任を持って除 楽に取り組むのであれば、まずはボランティアに頼るのではなく、必要な人 的コストを支払い、大々的な除染ブロジェクトを市として立ち上げることが 必要です. ・業者ごとに差が出てしまったりしないよう,柏市が専門家に依頼をして業 者に除染指導をしていただき,徹底的な除染を強く求めます。 ・高圧噴射機、線量計は、町会に配布が貸与していただいても,結構です。 その代わり除染効果の結果を義務付ければいいと思います。	・市では,除染の推進のため最大限の努力をしていきますが,市全域の速やかな除染のためには,市民の皆様一人ひとりのご協力が不可欠であると考えております。 ・除染を業者等に依頼する場合には,市の職員に除染に関する教育を実施したうえで,各除染作業に関与していくようにします。 ・市では,町会やボランティア団体の除染活動等に対する支援について検討をしておりますが,詳細が決まり次第改めてお知らせしてまいります。
10	2.除染の推進主体	【市民参加がしやすいように対応】・市民との協働に関するような除染活動も企画してください。・市民との協働に関する具体的な方針を明記すべき・「全市民の質問を得且つ効果的」に機能し活動するためには,具体的な市の支援が必要。・除染や放射線測定への参加を働きかけましょう。・民家等については,高齢者のみの家などでは,町会等が手伝える仕組みもあると良いと思う。・地域の除染活動のを継続的,効果的に進めるためには,地域ごとにPTし「プロジェクトチーム」を立ち上げ,常に横の連携を取ることが重要ません。そのためには,市と町内会等との間に一つの「連絡会」的なしまで重要な役割は,これらのマネジメントを的確に進めなくてはなりません。そのためには,市と町内会等との間に一つの「連絡会」的なりを組織して市働と任民並びに経験者や専門家…但し業者は除く)スピード感を持った活動を推進する母体を作ることを提案、ボラケィア団体が教育し,未記するまた,不可は新潮ボランティアを募り、林利を作ることではないか,と思すます。また,そのようなご家庭の相談に乗ったり,除染方法の指導などもについては、これも各地域であるが表す。ティア団体とが共同市がボランティアを募って知り、その指導やサポートをボランティア団体がさせていただくというのが,効率がいいと思います。	・市民の皆様が除染に理解,参加いただくための,市の支援体制については現在検討を進めており,具体的な内容が決まり次第,別途皆様にお知らせいたします。
11	2.除染の推進主体	【市民参加の反対】 ・市民,ボランティア,町内会に直接的な除染作業に協力を仰ぐことに反対します。 ・地方自治体は市民に何かを求める前に,もっと強力に国や東電及び原子力事業者に対して,積極的に人的金銭的な行動を求めるべきものだと思います。 ・直接,東京電力にボランティア要請をするべきではありませんか?損害賠償という形式ではなく,除染作業員として,東京電力に協力を仰ぐべきです。 ・除染作業が強制にならないようにしてください。	・市民の皆様が強制的に除染に参加するようなことにはならないよう,十分配慮し,市の支援体制を整備いたします。 ・特別措置法において,必要な場合は,東京電力の協力の依頼ができることになっておりますが,十分検討した上で対応したいと考えております。
12	2.除染の推進主体	【市の職員間の情報の共有】 ・市の職員(保育課,保育土含む)への放射線除染計画の情報共有の強化をお願いします。未端の職員までまったく情報が共有されておらず,保護者は不信感が募るばかりです。 情報共有の徹底をお願いします。	・市の職員―丸となって対応いたします。職員の情報共有も進めてまいります。
13	3.除染対象の区分	【対象者】 ・これから親になるような若いひとたちも,子供たちと同様に守るべきだとおもいます。 ・武田教授に聞いたら,高齢者はすでにダメージを受けているので,もっと厳しく考えるべきといっています。高齢者に対しては,特別の配慮をお願いします。	・成人に比較し放射線への感受性が高いとされる子どもへの配慮を優先させていただきます。なお,子どもへ配慮した除染を進めることは,高齢者を含めた大人の被ばくの低減にも繋がるものと考えています。

意見 番号	項目	意見内容	市の考え方
	4.除染方針	【放射線マップ作成,汚染状況の把握】 ・放射線マップは何時までに,誰が責任者として作成するのか明示すること。	・測定や放射線マップ作成については,市民の皆様のご支援もいただきながら,市が主体となって実施してまいります。 ・町会,ボランティア団体等が除染作業の一環として実施する放射線測定につ
		・文部科学省の航空機モニタリングに基づく高線量箇所発見の実施。 ・柏市全体の地区別汚染マップを適宜公開して下さい。各地区の測量日と除 染完了測量日の数値を併記して、一過性の出来事でない為,随時書き換えて いく、又,数値の結果を判断するのはあくまでも個人であり,風評の原因と もなりますゆえ全て隠しだてなく公表願います。且,放射物質セシウム137は 300年かかっても0.1%が放射し続け残留する,未来の日本の為,長期戦で臨 むしかありません。 ・市民による計測結果のデータベースの作成を。	きましては,市の貸し出す測定器をご利用いただきたいと考えます。
		 ・ガイガーカウンターの個人貸出しが行われているようですが、個人より先に、町会で道路をくまなく割って、測定値の地図を配っていただいたほうが嬉しいのにと思っていました。 ・自分の家やその周辺の放射線量がどのくらいあるか解らず不安になってい 	
		る人がたくさんいます。市として徹底した調査をしてください。その結果を 正確に知らせてください。 ・市民が高線量箇所を通報した時,市民と市の測定箇所が合致しているのか 到らない。市が測定するとき,出来るだけ立ち会わせて欲しい。 ・常時監視観測出来る様,郵便ポストの様に計測器を各所に設置する等,前	
		市やの短い組み宜しくは、事じたい人」の「然に自己的になる」。3号、前向きの取り組み宜しく御願い致します。 ・測定作業は外注せず、市が保有する線量計で市職員が測れば十分である。値は必ずしも正確でなくても高い、低いの比較ができれば優先順位は付けられる。重要なのはスピードである。	
15	4.除染方針	【作業者の安全の確保】 ・測定や除染作業をする人の安全を守る。 ・除染作業ポランティアの内部被ばく予防を,市が責任もって指導することを計画にてよりアピールすべきです。(NPOの手を借りる等々)福島では,自治体のアピールが不十分のため,リピーターが少なくなっています。・汚染土の撤去は土嚢狭等への詰め込み手運搬となることから,高濃度の汚染が体表面等へ付着する恐れが非常に高いため,鉛入り等の防護服の準備・着用にて行うべきで,簡易な装備服ではやらせないように指導すべきです。・安全を保つためのマスクを除染作業者には支給してください。(N・95基準のものなどちょっと高価でも)・作業につく人の作業記録を本人が持つような仕組みを作ってください。場所、作業時間,天気,温度,風力,放射線量値のはじめと終わりの記録(作業証明書)・自衛隊や経験豊富な海外の技術集団とのコンタクトを図る。	・ボランティアを含め,除染の作業をされる方の被ばく管理に関する啓発を 行ってまいります。万一,怪我等をした場合などのことを考えて,できれば直接肌に触れないように,長袖、長朮ボン,軍手を着用して作業することを推奨 します。作業後は,作業中に着用していたものを着替えて洗濯をするることで問題ありません。作業で水を使う場合は,ゴム長靴,撥水・防水効果のある服を 着用することを推奨します。また,通常のスクを着用し,できるだけ土ぼこ り等を吸入しないようにすることにも考慮して,市独自の除染マニュアルの充実 を図り,公表してまいります。また,ボランティア等に対しても十分に作業上 の注意点を説明する機会を設けていく予定です。
	4.除染方針 5.除去土壌等の処 分方針について		・国から示される除染や放射線測定のガイドラインやマニュアル,市独自のマニュアル等の充実を図り,市民の皆様向けに情報発信をしてまいります。 ・除染方法について国内外の最新知見も含めて広く情報収集してまいります。 また,国や福島県内等で実施している除染の実証試験の結果等についても情報 収集してまいります。
		してください。特に業者が行う場合に事前に内容を吟味して行ってください。 ・すべての核種の除染方法が同じでよいのでしょうか?除染方法で逆効果になるような核種などはないでしょうか? ・雨どいを排水路へ直結方式として自然吸水方法は早急に止めないと,土壌	・大きな施設を除染する場合は除染作業計画書を作成する等,できるだけ効率 的な作業を行ってまいります。 ・市にも様々な企業等から除染方法の提案がありますが,それらの効果の実証 については,専門家等のご意見を承りながら,検討してまいります。
		所及が近大・浸透する危険がある。 ・除染について知識豊富なアドバイザーをいれ新しい効果的な技術も試せる制度が必要だと思います。ただし、原子力産業に放射能への対処としてまた税金が流れ込むのは耐え難いという感情があります。	
	4.除染方針 5.除去土壌等の処 分方針について	【除染作業中の対応】 ・除染中の周辺市民の暮らし方はどうなるのでしょう?在園中の子供たちの外遊びなどの禁止など?を徹底的に周知していただけるのでしょうか? ・除染する際は地域への実施日時の連絡,周囲をシートで覆う,十分な立入禁止距離をとる等,周囲に放射性物質の影響がいようにする。・除染を行っている間は土埃も舞り,水も飛び散ります。ぜひその間は木校にするが校外学習で別のところに移すなどの措置をとってください。また実施の際には,周辺住民への窓閉め,洗濯物の取り込み他の注意喚起を忘れずに行ってください。	・国が示している除染関係ガイドライン等に準拠し,除染作業中はできる限り放射性物質が飛散,拡散しないような措置を,また,作業現場に関係者以外の方がむやみに立ち入らないように周囲に注意喚起等をするように業者等に指導しつつ,市の職員による現場の確認等してまいります。
	5.除去土壌等の処分方針について	【汚染土壌等の回収】 ・数値の高い,側溝の土を除去したいと思いますが,その土の回収計画を考えて頂きたい。 ・側溝だけでなく庭土,植木鉢,プランター等の土砂も回収すべき	・現在、除染により発生する汚染土壌等を仮置きできる場所の確保に全力を挙げて努力しておりますが、その目処がたっておりません。除染した敷地内に、穴を掘って埋める、土かむりをして周囲にわかるようにするなど、国より示されているガイドラインに則って、仮置きしていただくよう願いします。 なお、除染により発生する汚染土壌等については、それらの量や管理場所、管理方法などを記録し、その情報を管理することになっております。必要な情報等詳細が国から示されましたら別途お知らせいたします。
19	5.除去土壌等の処分方針について	【汚染土壌等の仮置き場の設置】 ・除去土壌等については,集中的に市街地より離れた場所において市の責任において管理すべきである。 ・「柏市所有のグランドや公園」を幾つか犠牲にして「集積場所」を確保すべきである。町内会レベルで除染したものを敷地内に埋設するなどとなれば,誰も除染に参加しなくなります。 ・現状の各自で保管では納得してもらえない。国が特措法で保管場所を今後確保する方向性を示しているのであれば,一刻も早く市としても収集をお願いしたい。 ・汚染土の処分地が決まるまで,立入禁止表示や保管・除去は実際問題としてできません。自主的にやったとしてその汚染土や作業服等の処分や保管はどうしたらよいのでしょうか?その辺りの指示・アドバイスが無いと協力も,除去・測定のボランティアも出来かねるのでは?	・市としても,汚染土壌等はできるだけ集積して管理したいと考えていますが,その場所の確保の見通しが立っていません。その一方で,一刻でも早く除染を行い,少しでも被ばく線量を低減させることが優先と考えています。当面は,敷地内に埋める,土かむり等をして管理していただくようお願いします。
	6.除染後の空間放射線量率のモリタリングについて	【監視対象】 ・定点観測機器を設置し、24時間体制で観測・測定を行い、地域・時間毎のデータ採取を行い、環境影響の根拠を構築する。またこのデータを公表し、高い値が示された場合の立入制限や,除染の励行を広報等で近隣住民に常に周知して,被害の拡大防止・健康安全管理対策の徹底が必要です。・地中汚染が広がっていると予想されることから、井戸水、溜池、河川等への調査も平行して行い、水中生物や水底の土砂の堆積線量等も計測して追跡調査を継続できる体制を整備する。・定期的な下水処理場及び河口・港湾付近の放射線量の測定による監視体制が必要です。 ・人間に限らず、ペットの犬・猫(特に野外で飼っているもの)の線量計測も行う。放射線汚染のペット等への拡大から見知らぬうちに被害を受けるのを防ぐ手当が必要です。	・市の施設については、できるだけ定期的に放射線量を測定し、公表していきます。また、民有地等についても、市民からの依頼による測定や測定器の貸し出しなど、市民や町会等の協力をお願いしながら、高線量箇所等の把握に努めていきます。 ・高い線量が計測された場合は、立入制限や緊急的な除染等の対応を行ってまいります。 ・小学校、保育園等、子どもの生活環境に係る施設については、除染した後も継続的に放射線量は測定してまいります。 ・森林、緑地、水路等については放射線量のモニタリングを継続してまいります。 ・水道水、井戸水、河川水等についても関係機関と連携し、継続して検査・監視するよう要請いたします。 ・ペットの汚染から飼い主等が被ばくすることに関しては、今後、専門家の意見を参考にしてまいります。
			7049 710 CQV17Q70

意見 番号	項目	意見内容	市の考え方
21	表2 除染対象区分にあたっての市内の	【学校等への要望】 ・私立学校と市立学校で市からの除染にかかる費用の補助に差をつけるべき	・小学校,保育園等は,事故前のレベルまでに戻るよう努力してまいります。 ・私立幼稚園についても,管理主体と調整のうえ,除染に係る費用等について
	主要施設の整理表3 除染対象ごと	ではない。 ・全幼稚園が同じ線量目標(事故以前)で除染するよう市から幼稚園協会に	支援してまいります。 ・ 小中学校等の除染については,全ての小学校を平成24年8月までに,その
	の除染方針	言ってほしい。 ・私立の幼稚園にも除染の工事もしくは , 同等金額の補助金をお願いしま は	後,中学校については平成24年度中の除染完了を目指して進めていくこととしていますが,学校行事等との調整をはかりながら,出来るだけ早期の除染に努めてまいります。
		す。 ・除染は,できるだけ速やかに実施してください。セシウムの半減期のこと を考えると数年後にやってもあまり意味は無いと思います。	めてまいります。
		・幼稚園,保育園,小中学校,高校等の除染については、1年後でも遅いです。全ての教育施設をきれいにするということを,半年,いや数ヶ月単位で	
		実現してほしいです。 ・除染目標の期間に関して,子供の利用する場所は平成23年度末ではないで	
		しょうか。24年度末では遅すぎます。 ・学校、幼稚園の類や公園が最も優先度が高いとされ、除染目標期間を24年	
		度末と設定しているが,学校,幼稚園の類は除染目標期間は可能な限り多くの学校,幼稚園を23年度内に,23年度に完了しない分は遅くとも24年上半期	
		と明示すべきである。 ・今後季節風による放射性物質の飛来・落下が懸念されることから学校・幼	
		稚園・保育所等にはエアー式の除染装置を設置する等して、体や靴に付いた放射性物質の除去を行り、建屋内への線量増加を防ぐ手段が必要。	
		・学校内を徹底的に測定し,線量が高い箇所はPTA等大人により除染すべきである。	
22	表2 除染対象区分	【公園への要望】	・公園は,空間放射線量率の高さ,及び,利用実態(学校や幼稚園,保育園等
22	にあたっての市内の 主要施設の整理	・子供の活動の場である公園の除染目標期間は大半を24年度,24年度に完了しない分は25年度末と明示すべきである。	が隣接しているかどうか)等を考慮して、順番に除染をしているかとうか。 ・各公園ごとの放射線量マップや除染の実施の有無等の情報について、市の
	表3 除染対象ごとの除染方針		ホームページをはじめ,様々な媒体を通じて情報を提供できるよう取り組んでいきます。
	- 19-r1473 #1	・公園に測定場所と線量を明記した放射能マップを立て看板にして掲示する。	いてより。 ・柏の菜公園をはじめ,市設以外の公園については,設置者(もしくは管理運営者等)に管理主体(県)に放射線測定と除染実施の協力を求めていきます。
		・幅広い年齢層が利用する市民の憩いの場のような大きな公園を一つだけでも優先度を上げて除染してほしい。 (特に柏の葉公園)	
		・公園内でも優先順位をつけるべき。公園は,期間が平成25年度末までとなっているが,	
		公園の中でも優先度を明確につけ、24年度中の公園と、25年度の公園を区別すべきと思います。規模の大きい公園で利用者が多い公園から進めていくの	
		が効率的だと思われます。県所有の公園も代替して先に除染すべき。 ・樹木の多い公園,みどりの広場等の落ち葉については市が依頼した業者だ けではまめに取り除くことは不可能と思われる。市や町内会が温度をとって	
		けてはなめにない時へととは不可能と思われる。ロド可内式が血度をとりて 市民ポランティアによるきめ細やかな(週1回など)作業を行ってもよいので はないか。	
		16-64-77 0	
23	表2 除染対象区分 にあたっての市内の	【緑地への要望】 ・「『緑地』については,実際に子供たちが多くの時間を過ごしていること	・緑地,遊歩道については,利用実態を考慮し,子どもの利用の多い緑地など の優先度が高いと考えられる場合については,公園に準じた対応をいたしま
	主要施設の整理 表3 除染対象ごと	が認められる場合には、『公園』に準じた扱いとして除染対象とする」という一文を除染計画に追加し、マトリックス(表)についても一定の修正をす	इ.
	の除染方針	るということかと考えます。 ・安全な遊び場,学習の場を取り戻すため,あけぼの山と水生植物園(青空	
		共同保育「どんぐり」も,子育て支援を目的とする自主保育団体として,あけばの山(通称さくら山)と水生植物園を拠点に30年間保育活動を行ってき	
		ました。)の1日も早い除染をお願いいたします。 ・大堀川沿いの遊歩道(桜並木)はどのような位置付けなのでしょうか。公 扶性の高さの観点から公園などと同等の対応が望ましいと考えます。	
		地,。。。等は近傍の居住者の生活環境における線量を低減させる観点に配慮していきたい。と掲げておりますが,具体的な内容が知りたいです。	
24	表2 除染対象区分 にあたっての市内の	【道路への要望】 ・市道の除染法については,道路管理者である市は道路の一部である側溝に	・道路については汚染状況や通学路等の利用実態を精査した上で除染の優先順 位を具体化してまいります。
	主要施設の整理 表3 除染対象毎の	ついて、格段の注意を以って、除染計画を立案されますよう提案します。 (道路の安全管理上適切な除染実施計画を立案)	ECATION CONTRACTOR
	除染方針	・道路内でも生活圏と近い箇所は優先度を上げる必要がある。 ・通学路だけでなく,通学路に面した私有地も一緒に除染する方向で検討す	
		べき。 ・道路の除染について,アスファルトの全面人れ替えが必要。	
		・道路脇の側溝を埋めてしまっている住宅地が多く,高測定値を出す原因となっている箇所が多き。側溝の復旧と埋めていた土砂の撤去を行い,線量の保護を開えてきたまたはする必要です。	
		低減を図る方法を検討する必要です。 ・道路について,側溝の清掃(特に住宅地)はクリーンデーなどと称して市 民の応援を頼んで一度徹底的にきれいにした方が良いのでは。	
25	表2 除染対象区分にあたっての市内の	【公共施設等への要望】 ・公共性が高い施設自体だけでなく,その周辺道路や植栽,側溝なども併せ	・個々の公共施設の実態に合わせて除染する際に考慮します。
	主要施設の整理 表3 除染対象ごと	て優先度を上げてほしい。	
	の除染方針		
26	表2 除染対象区分にあたっての市内の	【民家への要望】 ・民有地の除染の実施主体は「市」とすべき。 日内に対象を変なさましてオーカーともできまった。	・民家等の除染費用については、国とも交渉しておりますが、国の支援制度や 市の方針が決まり次第方針をお知らせいたします。
	主要施設の整理 表3 除染対象ごと	ト屋根に放射線物質が付着してるものと思われます。とにかく生活する家を屋根の除染を支援して欲しれ。 上民家の中でも原生なった。希望者には屋根の除染を支援して欲しれ。	・民有地に対する除染については、その全てを市が直接実施するのは除染の早期達成のためには現実的には難しいことから、敷地の所有者等の御協力による
	の除染方針	 ・民家の中でも優先度をつけるべき。子供の生活環境という点では,子供や 妊婦が暮らす民家については,優先度を高くすべきでしょう ・家庭が希望すれば,せめて計測だけでも優先的にやってもらえる体制を 	除染を想定しております。 ・市では,町会やボランティア団体の除染活動等に対する支援について検討を しておりますが,詳細が決まり次第改めてお知らせしてまいります。
		・家庭が希望すれは,せのと計測にけぐも慢先的にやってもらえる体制を 作っていただけないかと思います。 ・・空き家対策もぜひ検討頂きたい。	していツみゞが、
		・自宅庭の土や芝生の撤去後の土、芝の処理は敷地内の土中40cm以上への埋設を推奨しているが、庭と同じ面積の土、芝を埋めるには1m位掘らないと埋	
		められい。それには自力では困難であり、小型の重機が有効である。民有地への小型重機導入に対する支援をして欲しい。	
27	表2 除染対象区分	【農地,森林,水路等への要望】	・国の除染関係ガイドラインに基づき,低減方法を所有者に周知してまいりま
	にあたっての市内の 主要施設の整理	・せっかく学校等を除染しても近くに林や農地があり,そこから放射性物質がふってきてしまえば,結局また数値があがってしまう可能性があります。	す。 ・また , 市内の汚染レベルでは樹木の伐採等は早急に行う必要はないと判断し
	表3 除染対象ごと の除染方針	必要とあらば,所有者に樹木の伐採,農地の土の入れ替え等を指導して頂き たい。	ておりますが,放射線量の測定等のモニタリングは継続してまいります。 ・水路内のヘドロには放射性セシウムが蓄積されていることは推測しておりま
		市により積的に実効性のある形で早急に進めていただきたいです。	す。ただ,これを取り除くとなると大変な作業と汚泥が発生するため,当面は,定期的に汚染状況の確認をするようにいたします。なお,水路等の周辺の
		・水路について速やかにヘドロの除去及び定期的(1か月)な清掃をお願いしたい。	人の利用が多い箇所 (緑地等) については公園と準じた対処をするように管理 主体に要請するようにいたします。

意見 番号	項目	意見内容	市の考え方
28	表3 除染対象ごと の除染方針	【測定器の貸し出し】 ・市の測定器の台数を増やすとかレンタル出来るように願いたい。半日程度 では測定だけで除染作業後の汚染度が減ったか解りません。老人が一度に除 染作業ができないので頻繁に測定する必要ありますので更なる購入の予算措 置お願いします。	・貸し出し用の放射線測定器の準備台数や貸し出しの方法等については , 予約 状況等を踏まえて検討してまいります。
29	その他	【原発事故前の線量について】 ・汚染前の線量を除染実施計画の中で明記してほしい。	・事故以前の空間放射線量率は,東京大学の柏キャンパスに設置されている放射線計測装置に基づく測定結果から,毎時0.05~0.1マイクロシーベルトと評価されおり(http://www2.u-tokyo.ac.jp/erc/index.html),その旨,用語解説に追記することにします。
30	ご意見	【対象核種について】 ・セシウム,ストロンチウム(今後,計測予定ですか?)以外の核種についての分析や,人体における影響など,除染する前に徹底的に調べるべきではないでしょうか?	・市内の代表点での放射性ストロンチウムの放射能濃度については文部科学省において今後分析し,その結果が年度内に公表される予定です。
31	ご意見	【測定器購入の助成】 ・「放射線測定器の購入に際しての助成」は必要最低限の補償されるべき対応と考えます。	・町会,ボランティア団体等が除染作業の一環として実施する放射線測定につきましては,市の貸し出す測定器をご利用いただきたいと考えます。 ・なお,既に先行して町会等の団体がで購入された測定器の支援につきましては,別途検討いたします。
32	ご意見	【高線量箇所の対応への要望】 - 高線量箇所の対応への要望】 - 高線量箇所の基準について「毎時1マイクロシーベルト以上」にこだわり, それ以下を除染しない現状を即刻変更してほしい。 - 高線量箇所があるのですが,毎日,子供たちが直ぐ近くを通っていますの で,近寄らないように何らかの表示をするなど,除染までの間の対応も考え て頂きたいと思います。	準値として示しています。 ・除染については,市としては毎時0.23マイクロシーベルト以上になるところ
33	ご意見	【健康調査への要望】 ・全市民の健康調査は除染計画と同じ進行で、福島県と同様にすべきと思います・・健康調査は少なくとも,血液検査・甲状腺エコー・ホールボディーカウンターを実施。 ・中学生以下(特に女子)に対してホールボディーカウンターや甲状腺の定期的な測定,また,線量が高い場合は医療費無料での治療,ビタベクトの無料配布等、破爆している場合の治療法についての方針,また全額無料でお願いします。 ・要望があれば健康保険適用で受診と検査を実施するよう,市から柏市医師会の対応を統一する働きかけが欲しい。	・内部被ばくに対する不安に対処するために,保健所に健康相談窓口を整備いたしました。 ・健康調査の実施については,必要な検査の検証等も含めた実施体制の整備を,国や県に対し,強く要望していきます。
34	ご意見	【学校給食の安全】 ・学校給食の安全性についても,現行の検査ではまったく不十分です。全ての食材の線量検査(下限値を極力小さくしたもので)を行うくらいの意気込みでやっていってください。千葉市と同様に柏市も学校給食のミキサー測定を至急お願いしたい。 ・柏市として対応が難しいのであれば,弁当の持参を市として公然と認めてほしい。ただし,その際は,弁当を持参することとなった子供への風当たりがないよう,教育委員会が万全の対策を施すことが大前提となる。	・給食については,使用する食材ごとの検査だけでなく,給食一食分を1週間分まとめて検査する手法を,本年1月から導入しております。
35	ご意見	【地場生産品の測定を】 ・柏で収穫された食料品の放射線量を徹底して調査し,結果を公表してください。 ・市民が無料で食品等の線量が測れる機器を市民のために用意していただきたい。	・市内生産の農作物や水道水の放射能検査を継続して実施し,その結果を公表 しております。 ・市民が無料で利用できる放射性物質検査機器を設置します。
36	ご意見	【内部被ばくへの取組】 ・内部被曝については,別途改めて対応策が示されるものと思っているが, 危機感をもって迅速な対応をお願いしたい。食品については,別途徹底した 対策が必須である。 ・今後ぜひ内部被曝についての意見交換会の開催をお願いしたい。	・内部被ばくに対する不安に対処するために,保健所に健康相談窓口を整備いたしました。 ・健康調査の実施については,必要な検査の検証等も含めた実施体制の整備を,国や県に対し,強く要望していきます。
37	ご意見	【理解促進へ注力】 ・一刻も早く除染を進めたい,そのためにはまず何より全市民に徹底して除染の必要性を訴え周知させることをして頂きたいのです。もともと関心のある方は中や広報などで情報を収集しています。そうでない方々への告知をもっと確実にする方法を考えるべき。毎時0.23マイクロシーベルトを超える公園などは原則立入禁止にすることで,除染の必要性を普段の生活の中で知ってもらう事ができると思うのです。 ・住民に放射能に対する温度差を少なくするために,もっと広報を。・11月21,23日の出席者が少なく驚いた。特に子育て世代の出席者が少なく、ショックを受けた。実施することをしらないのか,都合がつかないのか,あきらめてしまったのか,気にしていないのか。 ・市民の理解促進。放射線に対する理解促進施策にも注力してほしい	・市民の方々に放射線や除染について理解促進する方策について検討しておりますので,ご意見はその参考にさせていただきます。
38	ご意見	【その他の要望】 ・「柏市不法投棄対策条例」で,放射性物質も対象にすべき・屋外に保管していた線量の高い稲藁等があるので,当面野焼きの自粛の要求,または条例での一時禁止をすべきである。	・不法投棄については,特別措置法において規定されています。 ・市の対応については,関係各所とも協議のうえ,検討してまいります。